

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月4日（平成28年（行情）諮問第68号）

答申日：平成28年4月22日（平成28年度（行情）答申第20号）

事件名：統合国際人道業務訓練支援に係るDVDに該当する行政文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「統合国際人道業務訓練支援にかかるDVDに該当するもの全て」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成27年11月17日付け防官文第18117号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

存在を示す根拠となった文書（請求受付番号：2014.11.26-本本B1118）にその存在を示す記述があるので、何らかの文書が存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「統合国際人道業務訓練支援にかかるDVDに該当するもの全て」（本件対象文書）の開示を求めるものであるが、該当する行政文書は保有していないことから、不存在につき、平成27年11月17日付け防官文第18117号により不開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「存在を示す根拠となった文書（請求受付番号：2014.11.26-本本B1118）にその存在を示す記述があるので、何らかの文書が存在するはずである。」として原処分の取消しを求める。

異議申立人に対しては、平成26年度自衛隊統合業務計画細部計画を開示決定しており、当該細部計画には「統合国際人道業務訓練支援（映像写真撮影）」の実施内容として、「DVD映像処理及び写真の現像等」との記載があり、本件開示請求は、この「DVD」に該当するものを求

めるものであるが、「統合国際人道業務訓練支援（映像写真撮影）」については、平成26年度自衛隊統合業務計画細部計画において計画されていたものの、実際には実施されておらず、DVDについても作成されていない。

また、原処分に当たり行った探索及び本件異議申立てを受けて確実に期するために行った再度の探索においても、該当する行政文書の保有は確認できなかった。

よって、異議申立人の主張は当たらず、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年2月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「統合国際人道業務訓練支援にかかるDVDに該当するもの全て」であり、処分庁は、これを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件開示請求書には、平成26年度自衛隊統合業務計画細部計画（第3分冊）（以下「細部計画」という。）の表紙及び細部計画が出典とされる、統合国際人道業務訓練支援（映像写真撮影）の実施とその時期、内容等を記載した文書が添付されている。

当審査会において当該添付文書を確認したところ、統合国際人道業務訓練支援（映像写真撮影）の目的・内容として、「統合国際人道業務訓練における訓練状況を映像・写真として記録し、広く活用する」との記載及び「DVD映像処理及び写真の現像等」を行う旨の記載が認められた。したがって、開示請求者は、細部計画に基づき統合国際人道業務訓練支援（映像写真撮影）が実施されることにより作成されることとなるDVDの開示を求めているものと解される。

- (2) 諮問庁は、統合国際人道業務訓練支援（映像写真撮影）は、細部計画において計画されていたものの、実際には実施しなかったため、本件対象文書は作成しておらず、保有していない旨説明するところ、統合国際人道業務訓練支援（映像写真撮影）が実施されなかったとの諮問庁の説明を覆すに足る他の事情は存せず、本件対象文書を作成して

いないとの諮問庁の説明が不自然，不合理であるとは認められない。

(3) また，処分庁及び諮問庁は，原処分時及び本件異議申立て後に，それぞれ本件対象文書の探索を行っており，上記(2)のとおり，統合国際人道業務訓練支援（映像写真撮影）は実施されなかったことに鑑みれば，当該探索が特段不十分であったとは認められない。

(4) したがって，本件対象文書は作成しておらず，保有していないとする諮問庁の説明は首肯でき，防衛省において，本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子